

## 感染者及び濃厚接触者の待機期間（令和4年1月28日から適用）

感染者	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	
有症状の場合	発症日	最短で発症日から10日間かつ、症状軽快後72時間経過										出勤可★	
無症状の場合	検体採取日	最短で検体採取日から7日間							出勤可 → ← ※健康観察期間 →				
濃厚接触者(無症状)	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	
エッセンシャルワーカー	感染者と最終接触した日	5日目の検査結果がわかるまで待機				検査	検査	出勤可 → ← ※健康観察期間 →					
一般	感染日	7日間待機							出勤可				

★ 症状があれば出勤不可

※健康観察期間：10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を行うこと

- ・濃厚接触者（無症状）であるエッセンシャルワーカーの陰性確認は抗原定性検査で可
- ・堺市保健所では、65歳以上や妊婦・基礎疾患のある方等重症化リスクの高い方を優先に連絡し、それ以外の方には順次連絡が入ります。また、濃厚接触者に関する聞き取り・検査は実施されません。